

(別紙)

○ 国営造成施設管理体制整備促進事業実施要領（昭和60年4月26日付け60構改D第303号農林水産省構造改善局長通知）新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>第1 事業の内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>4 要綱第2の2の(1)の「管理体制の整備・強化に対する支援」は、次の(1)から(5)までに掲げる経費に対する支援とする。</u></p> <p><u>(1) 多面的経費</u></p> <p><u>当該地区における管理に要する費用のうち都市化・混住化に伴い増大した多面的機能の発揮に相当する費用（水管理の担い手の育成・確保に要する人件費等を含む。）をいう。なお、当該経費は、当該地区において体制整備の一環として行う管理に要する費用に1.6分の0.6を乗じて得た額を上限とする。</u></p> <p><u>(2) 高度化経費</u></p> <p><u>環境や安全に配慮した施設の操作体制の強化を図るための高度な管理業務の増加に要する費用（管理の合理化又は高度化のために必要となる補完的な施設の整備に要する費用を含む。）をいう。</u></p> <p><u>(3) 予防保全・省エネルギー化対策経費</u></p> <p><u>施設の劣化原因の除去や劣化防止対策等の予防的な保全対策又は省エネルギー化対策の実施に要する費用をいう。なお、当該経費は、事業実施期間中の合計額について当該期間中の総事業費（要綱別表の管理体制整備型の欄に掲げる事業費の合計額をいう。）の2分の1を乗じて得た額を上限とし、かつ、用途については土</u></p>	<p>第1 事業の内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>4 要綱第2の2の(1)の「管理体制の整備・強化に対する支援」は、当該地区における管理に要する費用のうち、都市化・混住化に伴い増大した多面的機能の発揮に相当する費用（水管理の担い手の育成・確保に要する人件費等を含む。以下「多面的費用」という。）、環境や安全に配慮した施設の操作体制の強化を図るための高度な管理業務の増加に要する費用（管理の合理化、高度化のために必要となる補完的な施設の整備に要する費用を含む。）、施設の劣化原因の除去や劣化防止対策等の予防的な保全対策又は省エネルギー化対策の実施に要する費用、集中豪雨等の発生頻度の増加等に対応した地域防災体制の整備に必要となる費用（地域防災に対応するために必要となる補完的な施設の整備に要する費用を含む。）及び専門家による施設管理の現地指導等の技術支援に要する費用に対する支援とする。</u></p> <p><u>なお、多面的費用は、当該地区において体制整備の一環として行う管理に要する費用に1.6分の0.6を乗じて得た額を上限とするものとする。</u></p>

地改良区の管理体制の強化に資するものに限る。

(4) 地域防災経費

集中豪雨等の発生頻度の増加、突発事故又は異常気象等非常時に対応した地域防災体制の整備に必要な費用（地域防災に対応するために必要となる補完的な施設の整備、調査、計画策定等に要する費用を含む。）をいう。

(5) 技術支援経費

専門家による施設管理の現地指導等の技術支援に要する費用をいう。

5・6 （略）

5・6 （略）

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。